

準備書面（2）

原告 生田 暉 雄

被告 国

平成22年4月5日

原告 生田 暉 雄



東京地方裁判所民事第38部 御中

請求原因事実の整理・追加

記

第1、請求原因事実の整理・追加

訴状記載の請求原因事実を、以下のとおり整理・追加する。

第2、請求原因

一、当事者

1、原告は、香川県在住の弁護士である。

被告の行政処分庁最高裁の最高裁長官は、最高裁判所の保有する司法行政文書の開示等に関する事務の取扱の最高責任者である。

二、本件請求

1、原告は、憲法15条に基づく公務員の選定、罷免権、同21条に基づく知る権利に基づき、別紙(1)の裁判官の人事及び報酬について、裁判所の司法行政文書の公開を平成21年4月28日最高裁判所に求めた。

2、被告は別紙(2)のとおり、平成21年7月29日、上記公開請求の一部について開示し、別紙(3)のとおり、一部不開示の通知をし、別紙(4)のとおり、平成21年8月18日、その余についても一部を開示し、その余を不開示の通知を原告に対してなした。

3、しかし、別紙(3)(4)の不開示処分は、最高裁判所司法行政文書取扱要領に照らし、何ら非公開事由に該当しない。  
にもかかわらず、非公開としたのは違法な不開示処分である。

### 三、本件請求原因の詳細(1) — 憲法違反の裁判官統制 —

1、最高裁による人事処分及び裁判官の報酬（特に3号以上について）の査定については、最高裁の独占と秘密によることから、裁判官は最高裁の意向を非常に気にかけ、裁判官が最高裁の意向を注意するあまり、裁判の本質に反する裁判がなされるおそれさえ生じている。

このように最高裁の意向を非常に気にする裁判官を世間ではヒラメ裁判官と呼ばれている状況にある。

2、裁判の公正のためには、ヒラメ裁判官を無くする必要がある、その根本として重要なものが、裁判官の人事及び報酬の公開である。

3、報酬について、公務員については、一般職、特別職にかかわらず、国会、内閣、防衛省等においては、報酬、昇格、昇級について詳細な規定をしている。

4、ところが、裁判官については、報酬の規定はあるが、昇格、昇級の規定が無く、最高裁は恣意的な昇格、昇級が出来る。

5、また人事についても、その要件について公開されておらず、裁判官は疑心暗鬼に陥っている。

6、このような人事、報酬の最高裁による独占と秘密化がヒラメ裁判官発生の原因である。

7、具体的には、裁判官報酬の4号までは全裁判官が昇格・昇級する。

ところが、3号には、4号の全員がその年に一斉に昇格・昇級するのではない。



推定では、4号の約3分の1がその年に昇格・昇級する。

①4号の何分の1がその年に昇格・昇級するのか、②その年とは裁判官何年目か、③4号を3号にするとして、4号を3号にする全員分の予算を獲得していながら4号の一部しか3号にせず、獲得した予算の3分の2を裏金としているのではないか。

8、上記7の①ないし③を明らかにすることを求めたのが、訴状別紙(1)である。

別紙(1)の別紙(一)第1の2、第6の2、3、4は、上記7の①について求めたものである。

別紙(1)の別紙(一)の第1の2、第6の1が、上記7の②について求めたものである。

別紙(1)の別紙(一)の第1の2、第4の1の(1)(2)(3)(4)(5)は、上記7の③について求めたものである。

9、裁判官報酬4号、3号、2号の者の全員ではなく、そのうちの一部（推定では3分の1）を昇格・昇級させるための法文上の根拠規定としては、国家公務員法に基づき、3号、2号、1号の「級別定数」の定めが、最高裁の定める裁判官報酬の規定上になくってはならない。

ところが、最高裁には、3号、2号、1号について、級別定数の定めがない。

級別定数の定めをせずに、4号の者全員を3号にせず、3号の者全員を2号にせず、2号の者全員を1号にしないのは違法である。

10、級別定数の規定の外に、裁判官報酬の昇格、昇級の定めが必要である。

しかし、最高裁は、報酬の定めはしているが、昇格、昇級の規定が無い。

11、級別定数の規定をせず、昇格、昇級の規定をしないことによって、最高裁は恣意的に、3号、2号、1号昇格、昇級者を決めることができる。

12、恣意的に最高裁に決められるので、裁判官は最高裁の意向を何よりも注意する。

13、裁判官に対する利益誘導としては、報酬の他に任地がある。

(1) 任地の適正を正したのが、別紙(1)の別紙(一)の第1の2、別紙(二)である。

(2) ところが、最高裁は任地に関する司法行政文書を開示しない。

14、その結果、裁判官は、最高裁の意向ばかりを最大限に注意するヒラメ裁判官となるのである。

#### 四、本件請求原因の詳細(2) — 最高裁判所の裏金 —

##### 1、最高裁の裏金

裁判官報酬表4号の裁判官を3号に昇級するとの予算配付を受けながら、4号の全員を3号にはさせず、一部の4号の者だけを3号にする。

3号から2号、2号から1号について全員分の予算を取りながら、一部の者だけを1号上に昇格・昇級させる。

このようにして、4号から2号について、取得した予算額の全額を昇格・昇級には使用せずに、使用しなかった残額（4号ないし2号の約3分の2）を最高裁は裏金としているのである。

2、以上のことを明らかにするため求めたものが、訴状別紙(1)の別紙(-)第1の2、第4の1、2、第5の1ないし3、第6の1ないし6である。

3、ところが、最高裁は、このような司法行政文書の公開に応じない。

#### 五、三権分立は日本国憲法下の日本国における国家の根源である。

1、日本国憲法下において、立法、行政、司法の三権分立を基に、国家構造が形成されている。

2、日本国憲法は平和主義を唱導し、平和主義を守るためには、司法の役割は大きく、司法の根幹は裁判官の独立に依拠する。

3、最高裁自体が、司法の根幹である裁判官の独立を破り、裁判官を利益誘導により、ヒラメ裁判官化させる。

あまつさえ、それでも重大な憲法違反であるのに、その上に、裁判官に対する報酬の操作で得られた浮いた金を裏金としている。

この裏金の取得行為は、虚偽公文書作成、業務上横領、詐欺、背任の犯罪行為である。



4、このように、最高裁は裁判官の独立を侵害し、虚偽公文書作成、業務上横領、詐欺、背任の犯罪行為を行っているのである。

#### 六、公正中立、公正らしさを破っている最高裁

以上のような、最高裁の憲法違反、犯罪行為を正すためには、是非とも本件司法行政公文書の開示が必要である。

よって、請求の趣旨記載の本件請求に及ぶ。

以上